

# 第 1 税 制

# 1 令和2年度の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、持続的な経済成長の実現等の観点から、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税目	項目	改正概要	関係条文																		
個人の県民税	特例措置の延長	<p>次の措置を講ずることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長</li> <li>2 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を3年延長</li> <li>3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を3年延長</li> </ol> <p>(令和2年4月1日施行)</p>	法附6	条附5																	
	NISA制度の見直し	<p>非課税口座内上場株式等とそれ以外の上場株式等とを区分して譲渡所得等の金額を計算する特例措置の対象に、新NISA(※)を加えることとした。</p> <p>※ リスクの低い投資信託等に限定した最大年20万円の投資枠(1階部分)と上場株式等にも投資できる最大年102万円の投資枠(2階部分)に係る配当所得及び譲渡所得等について、5年間非課税とする制度</p> <p>(令和3年4月1日施行)</p>	法附33の3	条附9の3																	
法人の事業税	電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る課税方式の見直し	<p>令和2年4月1日から実施される送配電部門の法的分離に伴い、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式を次のとおり見直すこととした。</p>	法72の2	条38																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金 1億円超</td> <td>〈収入割〉 1%</td> <td>〈収入割〉 0.75%</td> <td>〈付加価値割〉 0.37%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〈資本割〉 0.15%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本金 1億円以下</td> <td>〈収入割〉 1%</td> <td>〈収入割〉 0.75%</td> <td>〈所得割〉 1.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和2年4月1日施行)</p>	区分	税率			改正前	改正後		資本金 1億円超	〈収入割〉 1%	〈収入割〉 0.75%	〈付加価値割〉 0.37%			〈資本割〉 0.15%		資本金 1億円以下	〈収入割〉 1%	〈収入割〉 0.75%	〈所得割〉 1.85%
区分	税率																				
	改正前	改正後																			
資本金 1億円超	〈収入割〉 1%	〈収入割〉 0.75%	〈付加価値割〉 0.37%																		
		〈資本割〉 0.15%																			
資本金 1億円以下	〈収入割〉 1%	〈収入割〉 0.75%	〈所得割〉 1.85%																		

## 1 令和2年度の税制改正

税目	項目	改正概要	関係条文	
不動産取得税	特例措置の延長	<p>次の特例措置の適用期限を延長することとした。</p> <p>1 宅地建物取引業者等が売却目的で新築した住宅を、当該宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日について、住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置（2年延長）</p> <p>2 住宅用地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、土地の取得から住宅新築までの経過年数要件を3年又は4年に緩和する特例措置（2年延長）</p> <p>3 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置（2年又は5年延長） （令和2年4月1日施行）</p>	法附10の2	条附6の3
県たばこ税	課税方式の見直し	<p>重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこ（1本当たり1グラム未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、次のとおり段階的に本数に応じて課税する方式へと見直すこととした。</p> <p>1 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 「0.7g未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」に換算</p> <p>2 令和3年10月1日以降 「1g未満の葉巻たばこ」を「1本の紙巻たばこ」に換算</p> <p>（1は令和2年10月1日施行、 2は令和3年10月1日施行）</p>	法74の4	条60の3

(岐阜県税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正することとした。

※ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法が改正されたことを受けて改正するもの

1 個人県民税

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する入場料等の払戻請求権（県内に主たる事務所を有する主催者に対するものに限る。）を放棄した場合で、当該放棄が所得税の寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となるときは、当該放棄した金額について、個人県民税の税額控除の対象とする。

2 不動産取得税

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合に一定の税額を減額する特例措置（※）について、新型コロナウイルス感染症の影響により当該耐震改修が遅延した場合等についても、当該特例措置が受けられるよう適用要件を弾力化する（令和3年度末入居分までの特例措置）。

※ 耐震基準不適合既存住宅について、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点において控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する特例措置

3 自動車税

自家用乗用車（軽自動車を除く。）を取得した場合、自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

（2及び3は公布日（令和2年5月8日）、1は令和3年1月1日施行）

(岐阜県税条例の一部改正)

県民税の法人税割の税率の特例（超過課税）について、その適用期間を5年延長し、令和8年1月31日までとすることとした。

【超過課税の概要】

対象法人：資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超の法人

税率：1.8%（標準税率1.0%）

（公布日（令和2年10月14日）施行）

(岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正)

県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例について、その適用期間を3年延長することとした。

対 象	軽 減 税 率
航空宇宙、新エネルギー関連、医薬品関連など将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業を行う法人が、令和6年3月31日（延長後）までに不動産を取得した場合（※）	【家屋】 1.333%（通常4%）
	【土地】 1%（通常3%）

※ 岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定を受けているなど、一定の要件を満たす必要あり。

（令和3年4月1日施行）

## 2 令和2年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
県民税	1 個人 (1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割 ○賦課期日 1月1日	1 個人 (1) 均等割 1,500円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。(平成26年度～令和5年度) (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円 (2) 所得割 100分の4	1 個人 賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期に同じ	
	2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割 (2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税) (3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割	2 法人 (1) 均等割 ・公共法人 <sup>※1</sup> 及び公益法人等 <sup>※2</sup> のうち、均等割を課することができないもの以外のもの <sup>※3</sup> ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年 50,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円 ・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円  ※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。 ※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。 ※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。 (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 (均等割額の10%相当額) (2) 法人税割 法人税額の100分の3.2[100分の1] <sup>※1</sup> (超過課税) 資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の4[100分の1.8] <sup>※1</sup> ※1 [ ]内の税率は令和元.10.1以降に開始する事業年度に適用	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

準、税率、納期一覧

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 平成31年(令和元年)中における事業の所得及び平成31年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 ( (4)に掲げるものを除く。 ) 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業(発電事業、小売電気事業を除く。)、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) 電気供給業(発電事業、小売電気事業) 各事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額又は所得 (3) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 <sup>*1</sup> (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の0.9[100分の1] <sup>*2</sup> (2) 課税法人 ア 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 収入金額の100分の0.9[100分の1] <sup>*2</sup> <100分の0.75> <sup>*3</sup> <付加価値額の100分の0.37> <sup>*3</sup> <資本金等の額の100分の0.15> <sup>*3</sup> イ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 収入金額の100分の0.9[100分の1] <sup>*2</sup> <100分の0.75> <sup>*3</sup> <所得金額の100分の1.85> <sup>*3</sup> (3) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

## 2 令和2年度課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。 ※2 [ ]内の税率は令和元.10.1以降に開始する事業年度に適用 ※3 < >内の税率は令和2.4.1以降に開始する事業年度から適用	100分の3.4[100分の3.5] <sup>※2</sup> 年400万円を超える金額及び清算所得 <sup>※1</sup> 100分の4.6[100分の4.9] <sup>※2</sup> イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.3[100分の0.4] <sup>※2</sup> 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.5[100分の0.7] <sup>※2</sup> 年800万円を超える金額及び清算所得 <sup>※1</sup> 100分の0.7[100分の1] <sup>※2</sup> ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4[100分の3.5] <sup>※2</sup> 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.1[100分の5.3] <sup>※2</sup> 年800万円を超える金額及び清算所得 <sup>※1</sup> 100分の6.7[100分の7] <sup>※2</sup> ただし、(3)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得ともに、特別法人にあっては100分の4.6[100分の4.9] <sup>※2</sup> 、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては100分の0.7[100分の1] <sup>※2</sup> 、その他の法人にあっては100分の6.7[100分の7] <sup>※2</sup> ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあっては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用		
(参考) 地方法人特別税(特別法人事業税) <sup>※1</sup> (国税)	法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割 ※2 [ ]内の税率は令和元.10.1以降に開始する事業年度に適用 ※3 < >内の税率は令和2.4.1以降に開始する事業年度から適用	法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の414.2[100分の260] <sup>※2</sup> イ 特別法人以外の法人 法人事業税所得割の100分の43.2[100分の37] <sup>※2</sup> ウ 特別法人 法人事業税所得割の100分	法人事業税の納付と併せて行う。	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																				
<p>※1 令和元.10.1以降に開始する事業年度においては特別法人事業税</p>		<p>の43.2[100分の34.5] ※<sup>2</sup></p> <p>(2) 法人事業税収入金課税法人</p> <p>ア 電気供給業(発電事業、小売電気事業を除く。)、ガス供給業、保険業</p> <p>法人事業税収入割の100分の43.2[100分の30] ※<sup>2</sup></p> <p>イ 電気供給業(発電事業、小売電気事業)</p> <p>法人事業税収入割の100分の43.2[100分の30] ※<sup>2</sup>&lt;100分の40&gt; ※<sup>3</sup></p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度(清算予納申告、残余財産配分予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。)から適用</p>																						
<p>不動産取得税</p>	<p>取得時の不動産の価格</p> <p>○新築特例適用住宅取得特例控除</p> <p>延床面積が50㎡以上240㎡以下（一戸建以外の貸家住宅は40㎡以上240㎡以下）の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除（当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除（平成21年6月4日から令和4年3月31日までの取得に限る））</p> <p>○既存住宅取得特例控除</p> <p>既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除</p> <table border="1" data-bbox="263 1496 555 1825"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点</p> <p>土地の取得 10万円未満 家屋の取得(1戸について) 建築分 23万円未満 継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～	350万円	昭56. 6. 30		昭56. 7. 1～	420万円	昭60. 6. 30		昭60. 7. 1～	450万円	平元. 3. 31		平元. 4. 1～	1,000万円	平 9. 3. 31		平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4</p> <p>ただし、平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4</p> <p>○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1㎡当たりの価格に住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額																							
昭51. 1. 1～	350万円																							
昭56. 6. 30																								
昭56. 7. 1～	420万円																							
昭60. 6. 30																								
昭60. 7. 1～	450万円																							
平元. 3. 31																								
平元. 4. 1～	1,000万円																							
平 9. 3. 31																								
平 9. 4. 1～	1,200万円																							



2 令和2年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要																
自動車 税環境 性能割	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	(軽自動車及び) 営業用自動車 (100分の0～) 100分の2 自家用自動車 (100分の0～) 100分の3  ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、一定の環境性能を満たした自動車については非課税や軽減措置(軽減税率)を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車(ASV)について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	令和2年9月末まで 1,000本につき930円  令和2年10月から 1,000本につき1,000円	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>1,100円</td> <td>4 級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>950円</td> <td>5 級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>800円</td> <td>6 級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1 級	1,100円	4 級	650円	2 級	950円	5 級	500円	3 級	800円	6 級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1 級	1,100円	4 級	650円																	
2 級	950円	5 級	500円																	
3 級	800円	6 級	350円																	
地方消 費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費税額	○標準税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算2.2%) ○軽減税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算1.76%) ※軽減税率については「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」が適用対象	賦課徴収は、(譲渡割については当分の間)国において、消費税の例により、併せて行うため消費税の納期に同じ																	

## 準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき</p> <p>32,100円</p>	<p>1 申告納入</p> <p>毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の1に該当する場合〕</p> <p>2 申告納付</p> <p>(1) 毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の2～7に該当する場合〕</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内</p> <p>〔左記課税標準等の8に該当する場合〕</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで</p> <p>〔左記課税標準等の9に該当する場合〕</p>	

2 令和2年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要		
自動車 税種別 割	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表（主な区分）のとおり。 （グリーン化税制対象車の場合） ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。			
					(単位：百円)	
自 動 車 の 区 分 (主 な 区 分)						
乗 用 車	総排気量	1ℓ以下	250	295	75	
	"	1ℓ超	305	345	85	
	"	1.5ℓ以下	360	395	95	
	"	2ℓ以下	435	450	138	
	"	2.5ℓ以下	500	510	157	
	"	3ℓ以下	570	580	179	
	"	3.5ℓ以下	655	665	205	
	"	4ℓ以下	755	765	236	
	"	4.5ℓ以下	870	880	272	
	"	6ℓ以下	1,100	1,110	407	
	貨 客 兼 用 車	最大積載量	1t以下		132	102
		"	1ℓ超1.5ℓ以下		143	112
		"	1.5ℓ超		160	128
"		1t超2t以下		167	127	
"		1ℓ超1.5ℓ以下		178	137	
ト ラ ック	最大積載量	1t以下		80	65	
	"	1t超2t以下		115	90	
	"	2t"3t"		160	120	
	"	3t"4t"		205	150	
	"	4t"5t"		255	185	
	"	5t"6t"		300	220	
	"	6t"7t"		350	255	
	"	7t"8t"		405	295	
	"	8t"1t増すごとに右の金額を加算した額		63	47	
	けん 引 車	けん引車	小型車に属するもの		102	75
"		普通車		206	151	
被けん引車		小型車		53	39	
"		普通車に属する最大積載量8t以下		102	75	
バ ス	一 般 乗 合 用	乗車定員	30人以下		120	
		"	30人超40人以下		145	
		"	40人"50人"		175	
		"	50人"60人"		200	
		"	60人"70人"		225	
		"	70人"80人"		255	
		"	80人超		290	
	そ の 他	"	30人以下	330	265	
		"	30人超40人以下	410	320	
		"	40人"50人"	490	380	
		"	50人"60人"	570	440	
		"	60人"70人"	655	505	
		"	70人"80人"	740	570	
		"	80人超	830	640	
三 輪	小型自動車			60	45	
	けん引車・被けん引車			53	39	

(注) ローターエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。  
令和元年10月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車については、新税率を適用する。

固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日	
--------------	---	----------------	---	--

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																										
鉱区税	<p>鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積</p> <p>○賦課期日 4月1日</p> <p>ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものはその発生した月の翌月から、月割をもって課する。</p>	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額）</p> <p>試掘鉱区 200円</p> <p>採掘鉱区 400円</p> <p>（石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区については上記の3分の2の税率）</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額）</p> <p>河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円</p> <p>非河床（面積100アールごとに年額） 200円</p> <p>100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす</p>	<p>普通徴収</p> <p>5月1日～5月31日</p> <p>ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日</p>																											
狩猟税	<p>狩猟者の登録</p> <p>○賦課期日</p> <p>狩猟者の登録を受けた日</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種銃猟免許（第2種以外の銃器）</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（③に該当する人を除く。）</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③①に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（⑥に該当する人を除く。）</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥④に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td></td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1</p> <p>2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3</p> <p>3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除</p> <p>4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1</p>	区分		税率	第1種銃猟免許（第2種以外の銃器）	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（③に該当する人を除く。）	11,000円	③①に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円	上記に該当しない人	16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（⑥に該当する人を除く。）	5,500円	⑥④に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円	上記に該当しない人	8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円		
区分		税率																												
第1種銃猟免許（第2種以外の銃器）	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																												
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（③に該当する人を除く。）	11,000円																												
	③①に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円																											
		上記に該当しない人	16,500円																											
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																												
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（⑥に該当する人を除く。）	5,500円																												
	⑥④に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円																											
		上記に該当しない人	8,200円																											
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円																												

## 2 令和2年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	<p>○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光バス 1回につき 3,000円</li> <li>・一般乗合用バス 1回につき 2,000円</li> </ul> <p>○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円</p> <p>○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円</p>	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	